

令和 5 年 度

美 唄 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

美 唄 市 監 査 委 員

令和5年度 美唄市健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月29日から令和6年8月7日まで

3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 健全化判断比率が法令等の趣旨に沿って適正に算定されているか

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を求め、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率	R5年度	R4年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	13.58 %	20.00 %
② 連結実質赤字比率	—	—	—	18.58 %	30.00 %
③ 実質公債費比率	11.0 %	11.6 %	△ 0.6	25.0 %	35.0 %
④ 将来負担比率	74.2 %	76.5 %	△ 2.3	350.0 %	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

実質収支が黒字のため、比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率

連結実質収支が黒字のため、比率は算定されない。

③ 実質公債費比率

令和5年度は11.0%で、令和4年度より0.6ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率

令和5年度は74.2%で、令和4年度より2.3ポイント減少し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

令和5年度 美唄市資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月29日から令和6年8月7日まで

3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 資金不足比率が法令等の趣旨に沿って適正に算定されているか

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を求め、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

公営企業会計	R5年度	R4年度	増 減	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	—	20.0 %
水道事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	

(2) 個別意見

いずれの会計においても資金不足は生じていないため、比率は算定されない。

むすび

健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という）に基づき算定するもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかひとつでも早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。また、資金不足比率も同様に、経営健全化基準を超えた公営企業会計は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければならない。

令和 5年度の各比率は、全て基準を下回っているが、今後も引き続き健全な財政運営が保たれるよう、次のとおり意見する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率については、収入の確保と効率的な支出を行い、今後も全ての会計において、実質赤字額又は資金不足額が生じないよう健全な財政運営に努められたい。

実質公債費比率は直近 3か年の平均で算定される。令和 5年度は11.0%で、令和 4年度の11.6%より 0.6ポイント減少しているが、令和 5年度単年度の比率は、令和 4年度単年度の比率よりも上昇している。（参考1）

【参考1】単年度の実質公債費比率

（単位：％）

R5単年度 11.29010	R4単年度 9.90862	R3単年度 11.80908		R5の3か年平均 11.0
	R4単年度 9.90862	R3単年度 11.80908	R2単年度 13.21436	R4の3か年平均 11.6

単年度の比率は、R5単年度はR4単年度より上昇したが、R5単年度がR2単年度より低いため、3か年平均の比率は減少している。

将来負担比率は、令和 5年度は74.2%で、令和 4年度の76.5%より 2.3ポイント減少しているが、将来負担額の大半を占める地方債現在高（一般会計等の市債現在高）と公営企業債繰入見込額（公営企業債現在高に係る一般会計繰入金見込額）は、令和 4年度より1,289,890千円増加している。地方債現在高等が増加しているにも関わらず、将来負担比率が減少している主な要因は、将来負担額から差し引かれる、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が、令和 4年度より 1,490,992千円増加しているためである。（参考2）

なお、これは、令和 5年度の地方債等の発行が、過疎対策事業債など基準財政需要額に算入される率の高いものが多かったためである。

【参考2】地方債現在高等と基準財政需要額算入見込額

（単位：千円）

区分	地方債 現在高 ①	公営企業債 繰入見込額 ②	①+②	①+②に係る 基準財政需要 額算入見込額 ③	①+②-③
R5年度	14,431,610	8,485,448	22,917,058	15,827,127	7,089,931
R4年度	14,116,915	7,510,253	21,627,168	14,336,135	7,291,033
R5-R4	314,695	975,195	1,289,890	1,490,992	△ 201,102

実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全化法上問題はないが、全国・北海道市町村の平均値（参考3）なども参考にされ、より健全な財政運営と将来世代の負担軽減を図られるようお願いしたい。

また、財政調整基金等の基金残高は、将来負担比率の算定に大きく関わる要素であり、基金残高の増加が将来負担比率の減少に繋がるため、引き続き基金残高の確保に努められたい。

【参考3】実質公債費比率、将来負担比率の全国・北海道市町村平均

区 分	実質公債費比率	将来負担比率
美唄市（R5年度）	11.0 %	74.2 %
美唄市（R4年度）	11.6 %	76.5 %
全国市区町村平均（R4年度）	5.5 %	8.8 %
北海道市町村平均（R4年度）	7.0 %	18.8 %

全国の平均は総務省、北海道の平均は北海道庁が公表している直近年度の数値

令和5年度 美唄市健全化判断比率及び資金不足比率審査資料

1 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称で、地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

基 準	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化	13.58%	18.58%	25.0%	350.0%
財政再生	20.00%	30.00%	35.0%	

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等(*1)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(*2)に対する比率。一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいわれる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{令和5年度 実質赤字比率} = \frac{\text{① } \Delta 539,996}{\text{② } 8,715,775} = \text{実質収支が黒字のため比率は算定されない}$$

【実質赤字額の算定】

(単位：千円)

区 分	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 (b+c)-a
一般会計等 d+e	21,529,969	20,984,543	5,430	△ 539,996 ①
一般会計 d	21,506,335	20,923,199	5,430	△ 577,706
市民バス会計 e	23,634	61,344	0	37,710

一般会計等の歳入・歳出総額は一般会計と市民バス会計相互間の重複額(繰入金、繰出金)を控除した純計
実質赤字額は正の値で表す(負の値は黒字を表す)

市民バス会計 歳入総額 f-g	23,634
歳入決算額 f	61,344
一般会計からの繰入金 g	37,710

一般会計 歳出総額 h-i	20,923,199
歳出決算額 h	20,960,909
市民バス会計への繰出金 i	37,710

【標準財政規模の算定】

標準財政規模 j+k+l	8,715,775 ②
標準税収入額等 j	2,706,681
普通交付税 k	5,969,649
臨時財政対策債発行可能額 l	39,445

*1 一般会計と特別会計のうち普通会計に相当する会計で、美唄市では一般会計、市民バス会計が該当する

*2 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。
全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいわれる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{array}{ccc} \text{令和5年度} & \text{①} & \\ \text{連結実質赤字比率} & = \frac{\Delta 1,397,608}{8,715,775} & = \text{連結実質収支が黒字のため} \\ & \text{②} & \text{比率は算定されない} \end{array}$$

【一般会計・特別会計の実質赤字額の算定】

(単位：千円)

一般・特別会計	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計等 (一般＋市民バス会計)	21,529,969	20,984,543	5,430	△ 539,996
国民健康保険会計	2,791,128	2,763,037	0	△ 28,091
介護保険会計	3,084,638	2,968,316	0	△ 116,322
介護サービス事業会計	222,145	222,145	0	0
後期高齢者医療会計	817,962	816,039	0	△ 1,923

実質赤字額は正の値で表す(負の値は黒字を表す)

【公営企業会計の資金不足額の算定】

公営企業会計	流動負債				算入地方債 f
	流動負債	控除企業債等	その他 控除額	控除後の 流動負債 e	
病院事業会計	2,224,016	152,465	0	2,071,551	0
水道事業会計	270,123	226,286	0	43,837	98,430
工業用水道事業会計	24,505	15,396	0	9,109	64,620
下水道事業会計	1,096,666	926,645	0	170,021	0

公営企業会計	流動資産			h = e + f - g	解消可能 資金不足額 i	資金不足額 i = 0 のとき h h < i のとき 0
	流動資産	控除財源・ 控除額	控除後の 流動資産 g			
病院事業会計	2,833,901	61,589	2,772,312	△ 700,761	0	△ 700,761
水道事業会計	112,572	0	112,572	29,695	110,870	0
工業用水道事業会計	19,550	0	19,550	54,179	72,490	0
下水道事業会計	180,536	0	180,536	△ 10,515	0	△ 10,515

資金不足額は正の値で表す(負の値は資金不足が生じないことを表す)

【連結実質赤字額の算定と標準財政規模】

連結実質赤字額 (実質赤字額＋資金不足額)	△ 1,397,608
標準財政規模	8,715,775

① 連結実質赤字額は正の値で表す
② (負の値は黒字を表す)

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(*3)に対する比率。

地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいわれる。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

令和5年度 実質公債費比率 (3か年平均)	R5 (11.29010 +	R4 9.90862 +	R3 11.80908)	= 11.0 %
	3			

【単年度の実質公債費比率の算定】

$$\text{令和5年度} = \frac{\begin{matrix} \textcircled{1} & \textcircled{2} & \textcircled{3} & \textcircled{4} \\ (1,650,606 + 760,254) - (156,016 + 1,432,562) \end{matrix}}{\begin{matrix} 8,715,775 - 1,432,562 \\ \textcircled{5} \quad \textcircled{4} \end{matrix}} = 11.29010 \%$$

$$\text{令和4年度} = \frac{(1,622,361 + 767,542) - (162,675 + 1,497,114)}{8,865,584 - 1,497,114} = 9.90862 \%$$

$$\text{令和3年度} = \frac{(1,860,961 + 720,382) - (177,554 + 1,526,514)}{8,955,334 - 1,526,514} = 11.80908 \%$$

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
地方債の元利償還金	1,650,606	1,622,361	1,860,961	①
準元利償還金	760,254	767,542	720,382	②
特定財源	156,016	162,675	177,554	③
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	1,432,562	1,497,114	1,526,514	④
事業費補正による算入額	455,416	557,117	505,927	
災害復旧費等に係る算入額	961,112	925,444	1,007,709	
密度補正による算入額	16,034	14,553	12,878	
標準財政規模	8,715,775	8,865,584	8,955,334	⑤

*3 標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(*3)に対する比率。

一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいわれる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{令和5年度 将来負担比率} = \frac{\text{① } 26,157,151 - (\text{② } 3,968,040 + \text{③ } 953,830 + \text{④ } 15,827,127)}{\text{⑤ } 8,715,775 - \text{⑥ } 1,432,562} = 74.2\%$$

【将来負担額比率の算定】

(単位：千円)

将来負担額	26,157,151	①
地方債現在高	14,431,610	
債務負担行為に基づく支出予定額	0	
公営企業債繰入見込額	8,485,448	
退職手当負担見込額	3,223,053	
設立法人(第三セクター)負債等負担見込額	17,040	
連結実質赤字額	0	
充当可能基金	3,968,040	②
特定財源見込額	953,830	③
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,827,127	④
標準財政規模	8,715,775	⑤
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,432,562	⑥

*3 標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額

2 資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいわれる。

資金不足比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければならない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

令和5年度 資金不足比率

$$\text{病院事業会計} = \frac{\overset{\textcircled{1}}{\Delta 700,761}}{\underset{\textcircled{2}}{1,090,146}} = \text{資金不足は生じていないため比率は算定されない}$$

$$\text{水道事業会計} = \frac{0}{449,401} = \text{資金不足は生じていないため比率は算定されない}$$

$$\text{工業用水道事業会計} = \frac{0}{4,110} = \text{資金不足は生じていないため比率は算定されない}$$

$$\text{下水道事業会計} = \frac{\Delta 10,515}{439,447} = \text{資金不足は生じていないため比率は算定されない}$$

【資金不足額の算定】

(単位：千円)

公営企業会計	資金不足額
病院事業会計	$\Delta 700,761$ ①
水道事業会計	0
工業用水道事業会計	0
下水道事業会計	$\Delta 10,515$

公営企業会計の資金不足額は、連結実質赤字比率の算定に用いた資金不足額と同じ

資金不足額は正の値で表す(負の値は資金不足が生じていないことを表す)

【事業の規模の算定】

公営企業会計	医業・営業収益 a	受託工事収益 b	事業の規模 a-b
病院事業会計	1,090,146		1,090,146 ②
水道事業会計	449,401	0	449,401
工業用水道事業会計	4,110	0	4,110
下水道事業会計	439,447	0	439,447